参考資料１

三　重　県
Mie Prefecture

R8.6.1版

三重県発注工事における労務費等を明示した工事費内訳書等の提出について

令和８年５月２２日
５月２５日
三重県県土整備部建設業課

≪目次≫

● 建設業法及び入契法の改正概要について

● 三重県発注工事における労務費等を明示した工事費内訳書等の提出について

建設業法及び入契法の改正概要について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

資料5

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1）建設業の賃金と労働時間

	賃金		労働時間	
建設業※	432万円／年	（▲15.0%）	2,018時間／年	（+3.1%）
全産業	508万円／年		1,956時間／年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和５年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（）内
［H9］685万人（10.4%）⇒［R5］483万人（7.2%）
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善　賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止　資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上　労働時間の適正化 現場管理の効率化

→ 担い手の確保 → 持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和７年12月12日施行
それ以外：昨年施行済

1．労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

昨年施行により中建審に作成権限が付与
→令和７年12月２日に作成され、実施が勧告された

○適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

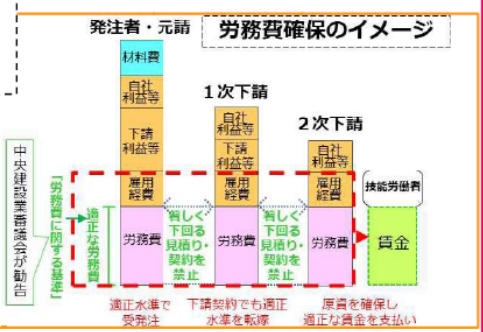

2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例．遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例．元下間でデータ共有）
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

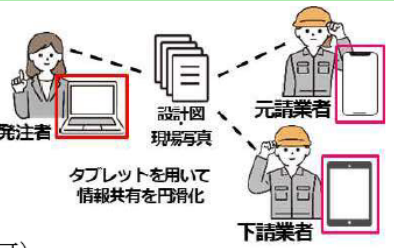

建設業法及び入契法の改正概要について

改正建設業法による技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

国土交通省

技能者の処遇を巡る建設業界の現状

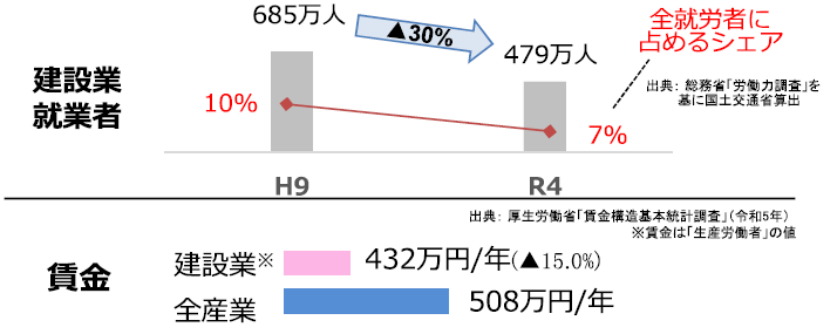

○ 建設業の中長期的な担い手を確保するため、技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要。

○ 一方、建設工事の請負契約の特性（※）を背景として、重層下請構造の下、労務費（賃金の原資）は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。

○ 建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。

（※）総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利　等

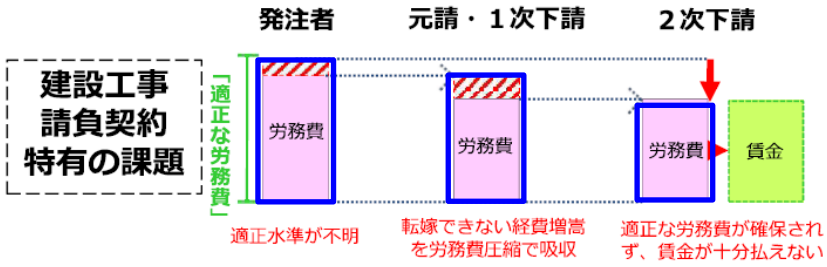

建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

○ 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化（建設業法25条の27）。

○ 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化（同法20条）。

○ 併せて、基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法20条、19条の3）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。

○ これらにより、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る。

労務費確保のイメージ

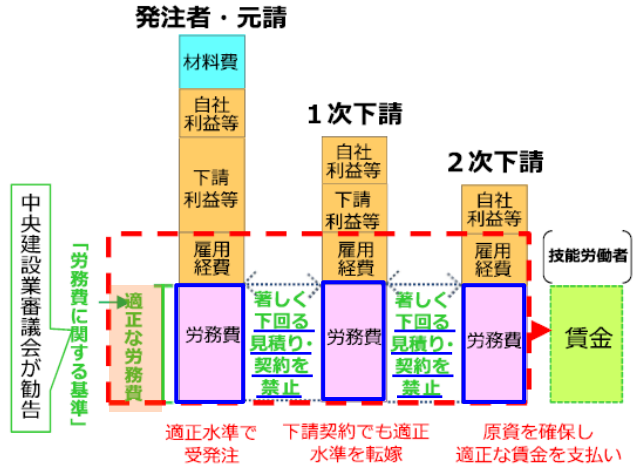

建設業法及び入契法の改正概要について

労務費に関する基準の考え方とその実効性確保策のパッケージ

国土交通省

「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。

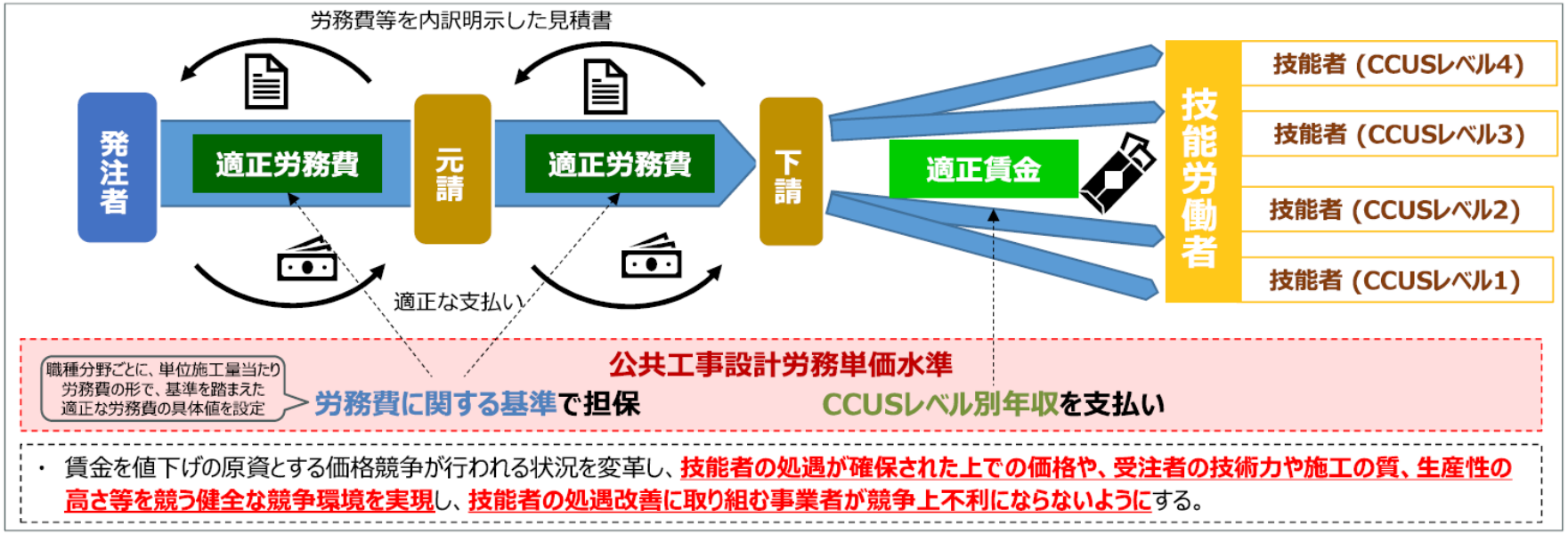

・ 賃金を値下げの原資とする価格競争が行われる状況を変革し、**技能者の処遇が確保された上での価格や、受注者の技術力や施工の質、生産性の高さ等を競う健全な競争環境を実現**し、**技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないように**する。

実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- **建設Gメン等による調査等の実施**や**実効性の確保・向上**
- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定　等

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
  標準年収を下回る支払い状況の事業者については、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認。
- 契約当事者による**コミットメント制度の活用**を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認　等

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施
- 総労働時間を把握するための取組の実施　等

建設業法及び入契法の改正概要について

公共工事における上乗せの実効性確保策

公共工事での対策

○　公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが必要

	中長期的に目指すべき将来像	実効性確保策
契約段階（入口）において適正な労務費を確保	○公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為を排除すること。	**入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化** ・応札者は、労務費に関する基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書の提出が必要。 **公共発注者による労務費ダンピング調査の実施** ・公共発注者は、労務費の適正性を確認するため「労務費ダンピング調査」を実施するなど、現行のダンピング対策を強化することが必要。
支払い段階（出口）において適正な労務費・賃金を確保	○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。 ○公共工事の発注者において、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めること。	**コミットメント制度の導入（再掲）** ・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのでなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。 →請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「コミットメント制度」とする）を標準請負契約約款に導入 →任意の制度としつつ、活用を推奨する。 **賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討** ・公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「支払われるべき労務費」と「実際に支払われた労務費」の比較を国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討。

≪目次≫

● 建設業法及び入契法の改正概要について

● 三重県発注工事における労務費等を明示した工事費内訳書等の提出について

三重県発注工事における労務費等を明示した工事費内訳書等の提出について

入契法等の改正に伴い、公共工事では工事費内訳書及び請負代金内訳書に「労務費」、「材料費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建設業退職金共済制度の掛金」、「安全衛生経費」（以降「労務費等」という。）を記載することが必要となりました。

三重県が発注する建設工事においては、令和8年6月1日以降に公告、指名通知を行う案件から以下の対応が必要となります。

【入札時】
入札参加者は、労務費等を記載した『工事費内訳書』の提出が必要となります。

【契約後】
受注者は、労務費等を記載した『請負代金内訳書』の提出が必要となります。

✓ この対応は労務費行き渡りの徹底という、入契法第12条の趣旨を踏まえて実施するものです。

1．入札から契約までの対応フロー及び留意事項

三　重　県
Mie Prefecture

○対応フロー

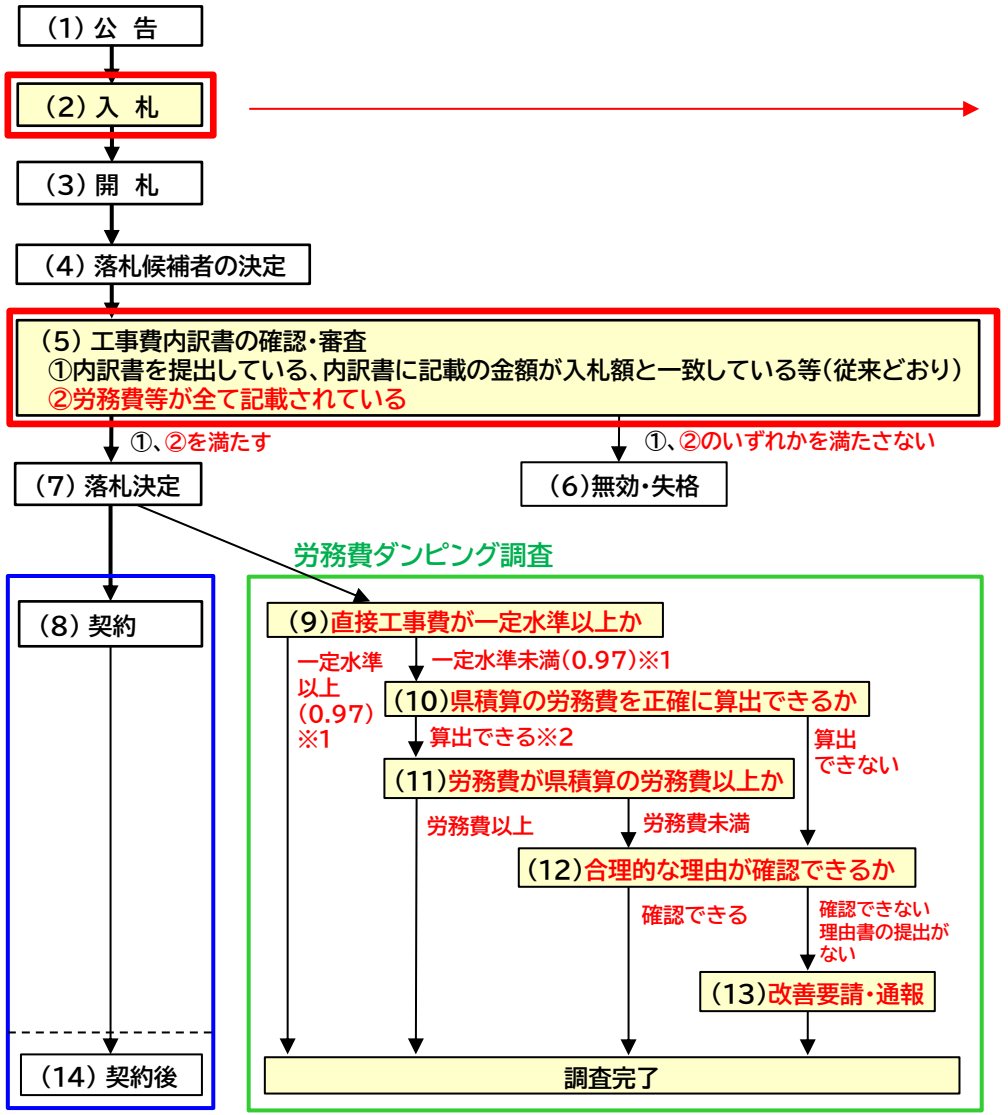

※1:建築工事においては「直接工事費×(1－0.1)」に0.97を乗じる
※2:建築工事においては「工事価格」に「標準的な労務費構成割合」を乗じて算出する

○留意事項

受注者	発注者
(2)労務費等を記載した工事費内訳書を提出する(「未記入」「事項無し」の場合は無効)【P2～5】	
	(5)労務費等に一つでも「未記入」「事項無し」がある場合は無効とする【P6】
	(9)一定水準は県積算の直接工事費に0.97を乗じた金額とする【P7】
	(10)算出できる:県積算に市場単価等が一切含まれない場合 算出できない:上記以外
	(11)県積算の労務費未満の場合は理由の確認を行う【P8】
(12)理由書の提出を求められた場合は期限日までに理由書を提出する	(12)合理的な理由は記載例を参考に判断する【P9～10】
	(13)受注者に改善要請、建設業課に報告を行う(建設業課が建設Gメンに通報)【P11】
(14)契約後14日以内に労務費等を記載した請負代金内訳書を提出する【P12】	(14)請負代金内訳書に労務費等が記載されていること【P12】

2．工事費内訳書の記載方法（入札参加者）（１／４）

三　重　県
Mie Prefecture

入札参加者は、発注者が指定する工事費内訳書（入札時提出用）を使用して下さい。
入札参加者は、下記の①～⑤すべての項目を記載して提出して下さい。
（一つでも ⚠ 「未記入」「事項無し」がある場合は無効となります）

工事費内訳書（入札時提出用）

工事名		会社名 代表者名	

	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
L1	道路修繕		式				
L2	道路土工		式				
L3	掘削工		式				
L3	残土処理工		式				
L2	仮設工		式				
L3	交通管理工		式				
L1	直接工事費		式				
L1	共通仮設費		式				共通仮設費（合計）
L2	共通仮設費		式				共通仮設費（積上げ分計）
L3	技術管理費		式				
L2	共通仮設費（率計上）		式				共通仮設費（率計上）
L1	純工事費		式				
L2	現場管理費		式				
L1	工事原価		式				
L2	一般管理費等		式				
L1	工事価格		式				
L1	消費税相当額		式				
L1	工事費計		式				

追加

①	（直接工事費のうち、労務費	円）
②	（直接工事費のうち、材料費	円）
③	（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額 ※	円）
④	（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	円）
⑤	（工事原価のうち、安全衛生経費	円）

※建築工事においては、直接工事費及び現場管理費に現場労働者の法定福利費が含まれることから③を「工事原価のうち現場労働者に係る法定福利費の事業主負担額」とします

①. 労務費

直接工事費に含まれる労務費を記載して下さい。
労務費＝必須項目＋任意項目
※必須項目は必ず記載して下さい。
※任意項目は可能な限り記載して下さい。

表1　工事費内訳書へ記載する内容（労務費）　R8.1月時点

	記載する工種	備考
必須項目	**・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種 ・見積単価（材工分離が可能なもの）**	
任意項目	・市場単価の工種	・鉄筋工 ・法面工（吹付、法枠） ・鉄筋挿入工（ロックボルト） ・道路（公園）植栽工 ・橋梁付属物工（伸縮継手） ・橋面防水工 ・インターロッキングブロック工 ・薄層カラー舗装工 ・防護柵設置工 ・道路標識設置工 ・道路付属物設置工 ・軟弱地盤処理工（サンドドレーン工法） ・グルービング工 ・コンクリート表面処理工　等
	・土木工事標準単価の工種	・区画線工 ・橋梁塗装工 ・構造物とりこわし工 ・コンクリートブロック積工（1割未満の積ブロック・質量150kg/個未満） ・排水構造物工（プレキャストU型側溝、自由勾配側溝）　等
	・建設機械の運転労務 ・見積単価（材工分離が不可能なもの）	

2．工事費内訳書の記載方法（入札参加者）（２／４）

三重県 Mie Prefecture

②. 材料費

直接工事費に含まれる材料費を記載して下さい。

材料費＝必須項目＋任意項目

※必須項目は必ず記載して下さい。

※任意項目は可能な限り記載して下さい。

表2　工事費内訳書へ記載する内容（材料費）　R8.1月時点

記載	記載する材料	主な項目
必須項目	・主要な材料費（積上げ計上されているもの）	・生コンクリート ・アスファルト合材　等
任意項目	・雑材料（率計上されているもの）	・材料ロス分、目地モルタル、水　等
	・建設機械の燃料費	・軽油、ガソリン　等
	・仮設材の賃貸料金	・敷鉄板、矢板等のリース料金

③. 法定福利費

現場管理費に含まれる法定福利費の事業主負担額（建築工事においては工事原価に含まれる現場労働者の法定福利費の事業主負担額）を記載して下さい。

算出方法は以下のいずれかとして下さい。

1. 労務費を算出し、法定福利費を求める場合
   労務費総額 × 法定保険料率

2. 労務費の算出が困難な場合（目安）
   工事価格×4%程度（工事価格当たりの平均的な法定福利費の割合）

3. 下請企業から提出された見積書を活用するケース
   下請 A 法定福利費＋下請 B 法定福利費＋・・・法定福利費を合算し算出

【参考・県HP】(法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について)

④. 建退共掛金

現場管理費に含まれる建設業退職金共済制度の掛金を記載して下さい。

算出方法は労働者の就労予定延べ人数の把握に努め、1による算出を基本とし、これにより難い場合は2により算出して下さい。

1. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合
   就労予定延人数×販売価格（320円）

2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合
   総工事費×購入率※（1.1／1000～4.8／1000）×（労働者の加入率÷70%）

※購入率や計算ツール等が建退共本部HPに掲載されているためご確認ください

【参考・建退共HP】共済証紙・退職金ポイントを購入するときは

【共済証紙の購入について】

共済証紙は必要な分だけ購入して下さい。

工事費が増えても、必要な日数分購入している場合、共済証紙の追加購入は不要です

＜参考＞

1. 共通仕様書1-1-1-44の5「建設業退職金制度の履行」により様式-4の提出義務がある。

2. 令和3年6月29日付の県事務連絡において、共済証紙購入の考え方を次のように示している。
   掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、（中略）、「考え方」2又は3によることが望ましいが、これによりがたい場合は「考え方」1とし、総工事費（請負金額税込み）の1.7／1000）以上の収納額とする。

3. 今後は、この「考え方」1を削除した事務連絡を、各発注機関、市町等へ通知する予定。

4. 共通仕様書（様式ー4）については、令和8年7月改定時に、当該様式の「発注者の指示のとおり」の記載を削除する予定。

様式-4　掛金収納書提出用台紙



【P3】

2．工事費内訳書の記載方法（入札参加者）（３／４）

三重県 Mie Prefecture

⑤. 安全衛生経費

工事原価に含まれる安全衛生経費を記載して下さい。

安全衛生経費＝ A 直接工事費に含まれる施工に直接必要な安全衛生経費

＋ B 間接工事費に含まれる安全衛生経費

※直接工事費に含まれる安全衛生経費は必ず記載して下さい

※間接工事費に含まれる安全衛生経費は可能な限り記載して下さい。

ただし、これにより難い場合は、各団体の算出例を参考に記載して下さい

表3 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分			主な内容		細目
A 直接工事費	直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・枠組足場、単管足場、吊足場等 ・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱
			支保工		・型枠支保工、橋梁架設等支保工
			土留め		・仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
			土留め支保工		・切梁、腹起（裏込めコン含む）
			作業構台		・乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・重機移動用敷き鉄板
			交通規制		・交通誘導警備員
			仮囲い		・仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
B 間接工事費	間接工事費	準備費	調査費用		・埋設物調査試掘ほか
		共通仮設費	安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
				安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
					安全意識、注意喚起に要する費用	・各種注意看板標識、安全掲示板
					保護具類	・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
					作業環境	・換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
					警報設備	・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
			営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用		・火薬庫など
			現場環境改善費			・照明器具、熱中症対策設備
		現場管理費	疾病・衛生対策費			・健康診断（一般・特殊健診）
			安全訓練研修等に要する費用			・特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

【参考】B 間接工事費に含まれる安全衛生経費の算出例

国土交通省HP「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて」において各団体の算出例が公開されています。

下表のとおり、安全衛生経費率は労務費の8．9～12．0%となっています。

表4 各団体の算出例における安全衛生経費率

団体名	安全衛生経費率	二次元コード
(一社)日本左官工事業連合会	9.0%	
(一社)日本橋梁建設協会	12.0%	
(一社)全国瓦工事業連盟	9.0%	
全国仮設安全事業協同組合	10.2%	
(一社)日本機械土工協会	8.9%	

＜参考＞

	労務費に対する割合	工事価格に対する割合（目安）
法定福利費	約16%	約4%
安全衛生経費（率計上分）	約９～12%	約3%

2．工事費内訳書の記載方法（入札参加者）（４／４）

三　重　県
Mie Prefecture

工事費内訳書には入札金額の内訳として、**労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費の全ての項目を適切に計上し、記載をお願いします。**

ただし、当面の間、**材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費**について、次の1）、2）の場合は、以下の通り記載して下さい。

※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

1）すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

2）一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

（工事費内訳書（土木工事）への記載イメージ）

		記載の例	
（直接工事費のうち、労務費	①	28,000,000（一部のみ計上）	円）
（直接工事費のうち、材料費	②	29,000,000（一部のみ計上）	円）
（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	③	4,500,000	円）
（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	④	300,000	円）
（工事原価のうち、安全衛生経費	⑤	4,000,000	円）

③法定福利費について

・算出可能な金額を必ず記載して下さい

⚠ ※金額が未記入の場合は無効の入札として取り扱います。

①・②・④・⑤について

⚠ ・「未記入」、「事項無し」は原則として無効の入札として取扱います。

・すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は無効の入札として取り扱います。

3．工事費内訳書の確認（発注者）

三　重　県
Mie Prefecture

発注者は、提出された工事費内訳書（入札時提出用）の労務費等を確認します。

工事費内訳書（入札時提出用）

	工事名		会社名 代表者名				
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
L1	道路修繕		式				
L2	道路土工		式				
L3	掘削工		式				
L3	残土処理工		式				
L2	仮設工		式				
L3	交通管理工		式				
L1	直接工事費		式				
L1	共通仮設費		式				共通仮設費（合計）
L2	共通仮設費		式				共通仮設費（積上げ分計）
L3	技術管理費		式				
L2	共通仮設費（率計上）		式				共通仮設費（率計上）
L1	純工事費		式				
L2	現場管理費		式				
L1	工事原価		式				
L2	一般管理費等		式				
L1	工事価格		式				
L1	消費税相当額		式				
L1	工事費計		式				

（直接工事費のうち、労務費		円）
（直接工事費のうち、材料費		円）
（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額		円）
（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金		円）
（工事原価のうち、安全衛生経費		円）

労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費は、工事費内訳書に記載すべき項目です。

このため、記載漏れ等により、⚠「未記入」または「事項無し」の場合は、無効の入札として取り扱います。

5項目全てに記載がある場合は有効とします。

＜参考＞入札公告（抜粋）

6　その他

(1)～(3)　（略）

(4)　入札の無効及び失格

ア　本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規則第71条各号のいずれかに該当する入札並びに次の(ｱ)から(ﾀ)に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

(ｱ)～(ｿ)

(ﾀ)　入札時に添付された工事費内訳書において、労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費のいずれかの記載すべき項目又は金額が欠けているとき。

R8.6.1以降公告に係る案件から、上記のとおり、入札公告を見直します

4．労務費ダンピング調査（発注者）　（1／5）

(9)直接工事費が一定水準以上か

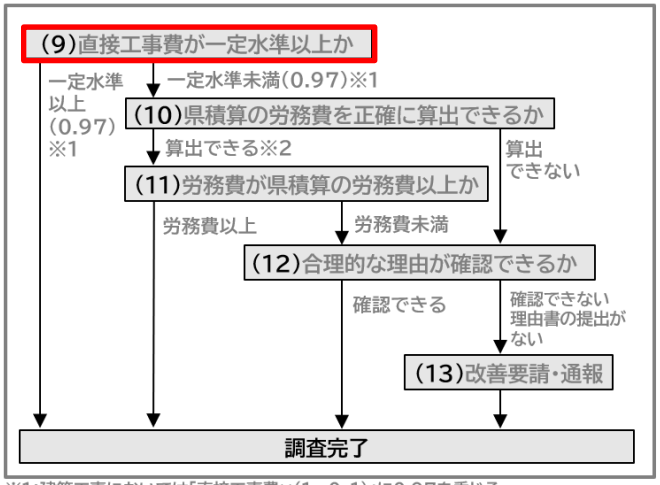

※1:建築工事においては「直接工事費×(1－0.1)」に0.97を乗じる
※2:建築工事においては「工事価格」に「標準的な労務費構成割合」を乗じて算出する

「労務費ダンピング調査」とは発注者が工事費内訳書の内容を確認し、労務費等の適正性を調査する方法です。

県積算において、市場単価等が含まれる場合、労務費のみを正確に集計することは困難なため、直接工事費を指標として調査を行います。

発注者は、落札決定後、工事費内訳書(入札時提出用)の直接工事費と県積算の直接工事費を比較し、その金額が一定水準(県積算の直接工事費に0.97を乗じた金額(1万円未満切捨))以上であるかを確認します。

- ✓ 一定水準以上の場合　→ 調査完了
- ✓ 一定水準未満の場合　→ 「(10)県積算の労務費を正確に算出できるか」へ

一定水準未満の場合の例

工事費内訳書(入札時提出用)

工事費内訳書(入札時提出用)

工事名			会社名 代表者名			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接工事費		式		A	9,500,000	

県積算の直接工事費　　設計内訳書

工事名	A道路改良工事		事業区分	道路改良	
			工事区分	道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
直接工事費		式	1		
			1	B	10,000,000

A　工事費内訳書(入札時提出用)の直接工事費「9,500,000」
B　県積算の直接工事費「10,000,000」
10,000,000 × 0.97＝9,700,000(1万円未満切捨)

$$\underline{9{,}500{,}000} \quad < \quad \underline{9{,}700{,}000}$$
$$(A) \quad < \quad (B)\times 0.97$$

- ✓ 直接工事費が一定水準(直工費×0.97)未満であることから調査を継続する
「(10)県積算の労務費を正確に算出できるか」へ

4．労務費ダンピング調査（発注者）　（2／5）

三重県 Mie Prefecture

(10)県積算の労務費を正確に算出できるか

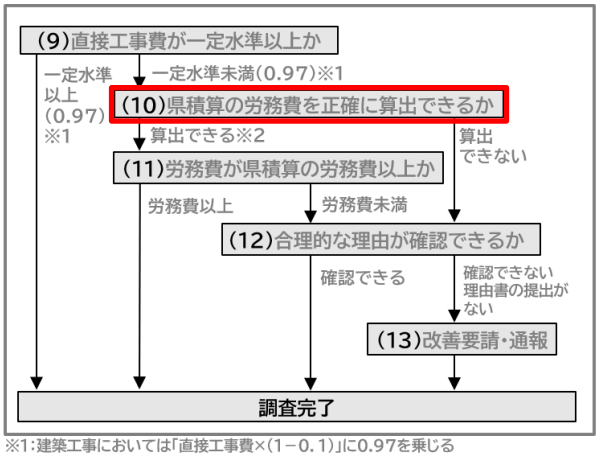

※1:建築工事においては「直接工事費×(1－0.1)」に0.97を乗じる
※2:建築工事においては「工事価格」に「標準的な労務費構成割合」を乗じて算出する

「県積算の労務費を正確に算出できる」とは、県積算が労務費・材料費・機械経費に分離可能な単価のみで積算されていることをいいます。(市場単価等の材工共の単価が含まれていない)

表1　工事費内訳書へ記載する内容(労務費)　R8.1月時点

	記載する工種	備考
必須項目	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種 ・見積単価(材工分離が可能なもの)	

← これら分離可能なもののみで積算

発注者は、県積算の労務費を正確に算出できるかを確認します

✓ 正確に算出できる場合　→「(11)労務費が県積算の労務費以上か」へ
✓ 正確に算出できない場合　→「(12)合理的な理由が確認できるか」へ

(11)労務費が県積算の労務費以上か

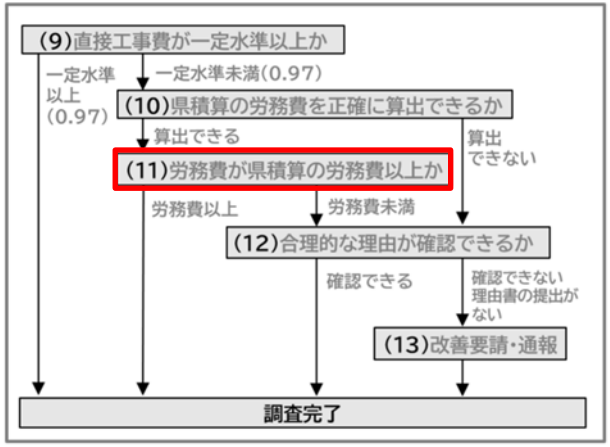

県積算において労務費を正確に算出できる場合、発注者は工事費内訳書(入札時提出用)に記載された労務費が県積算の労務費以上であるかを確認します。(県積算の労務費は、積算システムの機労材集計表の集計リスト(労務)を用いる)

✓ 労務費以上である場合　→　調査完了
✓ 労務費未満である場合　→「(12)合理的な理由が確認できるか」へ

労務費未満の場合の例

工事費内訳書(入札時提出用)

(直接工事費のうち、労務費 **A** 1,500,000 円)

県積算の労務費(機労材集表　集計リスト(労務))

	工事名	二級河川A川 河床掘削工事		工事区分 集計区分	労務		
コード	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
R0125	土木一般世話役		人				
	トータル額				**B**	1,574,885	

A 工事費内訳書(入札時提出用)の労務費「1,500,000」
B 県積算の労務費「1,574,885」
＝1,570,000(1万円未満切捨)

1,500,000 ＜ 1,570,000
(A)　＜　(B)

✓ 労務費が県積算未満であることから調査を継続する
→「(12)合理的な理由が確認できるか」へ 【P8】

4．労務費ダンピング調査（発注者）（受注者）（３／５）

三重県 Mie Prefecture

(12)合理的な理由が確認できるか

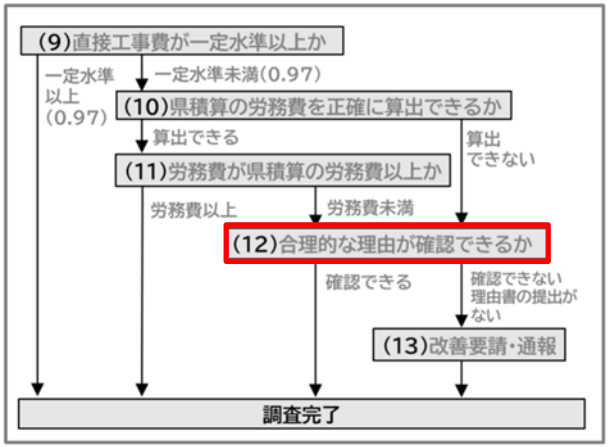

様式1：理由書の提出について（発注者から受注者へ）

○○建設株式会社
代表取締役　□□　様

発注機関の長

理由書の提出について

「○○工事」において、貴社が提出した工事費内訳書（入札時提出用）の直接工事費が所定の金額を下回っていることから、下記の期限日までに理由書を提出すること。

記

期限日　：令和○年○月○○日（通知日の翌日から起算して３開庁日目を標準とする）
提出資料：理由書（様式２）

工事費内訳書の作成において、賃金の原資となる「労務費」が適切に確保（入札金額に含まれる労務費について、県積算の100%相当を確保）されているかを確認します。

発注者

1. 工事費内訳書（入札時提出用）の確認と理由書の提出

発注者は、工事費内訳書（入札時提出用）において、適用している単価と歩掛を確認します。そのため、様式1により理由書の提出を求めます。

受注者

2. 受注者の対応

理由書の提出を求められた場合期限日までに理由書（様式2）を提出してください

発注者

3. 発注者による理由（様式2）の確認

✓ 合理的な理由が確認できる場合　→　調査完了
✓ 合理的な理由が確認できない場合　→　(13)改善要請・通報へ

✓【合理的とみなす例】
- 県の想定とは異なるが工法（ICT施工など）での施工を想定した歩掛で算出
- 過去に自社で施工した類似実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している
- 下請見積が材工一式で、労務費の分離が不可能な場合

✗【合理的ではない例】
- 単価の据え置きによる減額
- 予算額や、相見積を前提とした指値
- 工事条件を考慮しない価格設定
- 歩切による減額
- 取引関係維持を目的とした減額
- 一律一定比率を乗じた価格設定

→ 三重県における「合理的な理由が確認できないもの」は次ページ（P10）

4．労務費ダンピング調査（発注者）（受注者）（４／５）

三重県
Mie Prefecture

(12)合理的な理由が確認できるか

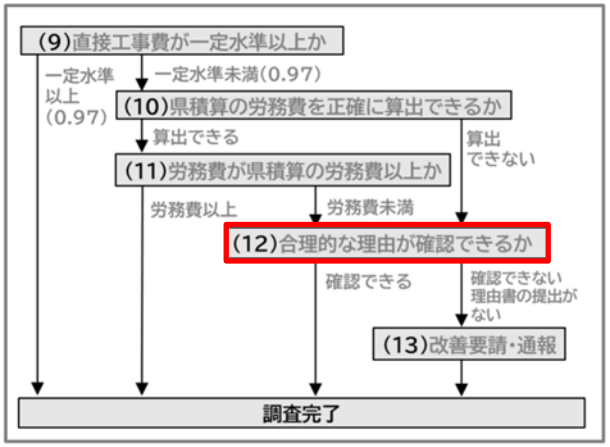

様式2：理由書（受注者から発注者へ）

発注機関の長　あて

受注者 ○○○○

理　由　書

工 事 名 ：

上記工事について、当該労務費で入札した理由は、以下の通りです。

・次に該当する場合は、□にレ点を記入の上、その理由を記載

□ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した
□ 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や、一定率を乗じるなどして減額した

○理由

（　　）

・上記に該当しない場合は以下に理由を記載

○理由（合理的な理由がある）

（　　）

三重県における「合理的な理由が確認できないもの」について

発注者

当面の間、三重県においては以下の場合は合理的な理由が確認できないものとみなします。

（1）理由書が提出期限までに提出されていない
（2）最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した
（3）最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や、一定率を乗じるなどして減額した（想定落札率など）

受注者

様式2の記載にあたっては以下に留意してください。

← ✕ 左のチェック欄□にレ点がある場合は「合理的な理由が確認できないもの」として取り扱います。

← ✓ 具体的な理由を記入してください。

✕ ※理由欄に記載がない場合は「合理的な理由が確認できないもの」として取り扱います。

4．労務費ダンピング調査（発注者）　（5／5）

三重県 Mie Prefecture

(13)改善要請・通報

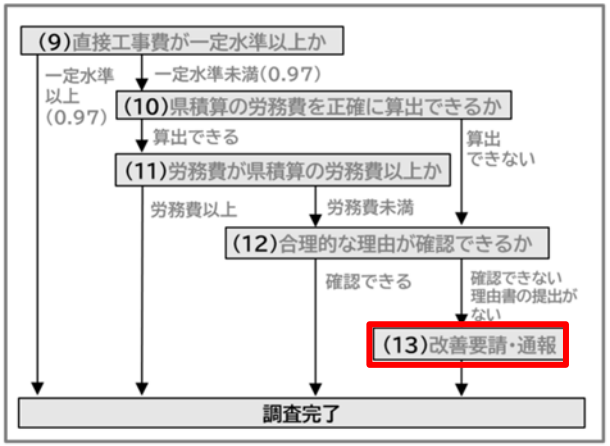

合理的な理由が確認できない場合は以下のとおり対応します
1. 発注者は落札者へ、様式3により改善要請する
2. 発注者は建設業課へ、様式4により報告する
3. 建設業課は建設Gメンへ、様式5により通報する。

なお、契約手続きは、調査の有無にかかわらず、進めるものとします。

※労務費ダンピング調査について、本資料に記載のない事項については「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」をご確認下さい。

様式3：改善要請（発注者から受注者へ）

第　－　号
年　月　日

○○建設株式会社
代表取締役　□□　様

発注機関の長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

「○○工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講ずるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

様式4：報告（発注者から建設業課へ）

第　－　号
年　月　日

県土整備部建設業課長　様

発注機関の長

労務費ダンピング調査の結果について（報告）

下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので下記により報告します。

記

1　工事名
　令和８年度　第　－分　号　○○改良工事

2　開札日
　令和　○年○月○日

3　添付資料
・理由書の提出について（様式１）
・理由書（様式２）
・改善要請（様式３）
・金入設計書
・工事費内訳書（入札時提出用）

様式5：通報（建設業課から建設Gメンへ）

第　－　号
年　月　日

中部地方整備局　様

三重県県土整備部建設業課長

労務費ダンピング調査の結果について（通報）

三重県○○建設事務所発注の○○工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので下記により通報します。

記

・該当する入札参加者の商号又は名称
・主たる事務所の所在地
・代表者の氏名
・建設業の許可番号
・該当する工事名
・入札日
・応札率
・理由の確認の結果（様式１～４）
・公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）
・労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方　直接工事費に０．９７を乗じる
・金入設計書
・工事費内訳書（入札時提出用）

5．【契約後】請負代金内訳書の提出及び確認（発注者）（受注者）

三重県 Mie Prefecture

受注者は、労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費を記載した『請負代金内訳書』の提出が必要となります。

受注者

受注者は、請負代金内訳書を契約後14日以内に、**①～⑤すべての項目を記載**のうえ、提出してください。

入札時に記載した労務費等を見直しする場合は、見直し後の金額を記載してください。

建設Gメンより、発注者に調査の依頼がある場合は、請負代金内訳書を提供する場合があります。

発注者

発注者は、右記の③「法定福利費」のみ確認します。

③法定福利費
法定福利費の適切な支払のための取組の実効性を図る観点から、引き続き国の通知(R3.12.1)に基づき、請負代金内訳書に記載された法定福利費が、法定福利費概算額の1/2以上であることを確認します。

＊建退共掛金
④建退共掛金については、請負代金内訳書では確認せず、共通仕様書(1-1-1-44の5)に基づき提出される掛金収納書で、金額とその算出根拠を確認します。【P3「共済証紙の購入について」に示す方法】

その他の項目(①、②、⑤)については、国からの確認要請等がないことから、当面の間、確認しません。

様式－２

年　月　日

三重県知事　あて

住所又は所在地
受注者 氏名又は商号及び
代表者氏名

請負代金内訳書

工 事 名
契約年月日
工　期　　から　　まで

請負代金内訳

費　目	工　種	種別	細別	規　格	単位	員　数	単価	金　額

追加

①（直接工事費のうち、労務費　　円）
②（直接工事費のうち、材料費　　円）
③（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額　　円）
④（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金　　円）
⑤（工事原価のうち、安全衛生経費　　円）

※内訳については、工事費内訳書（入札時提出用）を利用しても良いこととする。

まとめ

- 令和8年6月1日以降の公告、指名通知を行う案件から対応が必要です。

- 工事費内訳書には労務費等の5項目すべて記載する必要があります。
  未記載や記載欄を削除をすると無効になります。

- 労務費ダンピング調査は落札決定後に行います。

- 労務費ダンピング調査の基準（一定水準）は、以下のとおりです。
  直接工事費×0．97
  ただし、建築工事は直接工事費×（1-0.1）×0.97

工事費内訳書（入札時提出用）の記載例

例1　欄外に記載　　〇有効

（直接工事費のうち、労務費	28,000,000	円）	一部のみ計上
（直接工事費のうち、材料費	29,000,000	円）	一部のみ計上
（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	4,500,000	円）	
（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	300,000	円）	
（工事原価のうち、安全衛生経費	4,000,000	円）	

例2　金額欄に記載　　〇有効

（直接工事費のうち、労務費	28,000,000 （一部のみ計上）	円）
（直接工事費のうち、材料費	29,000,000 （一部のみ計上）	円）
（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	4,500,000	円）
（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	300,000	円）
（工事原価のうち、安全衛生経費	4,000,000	円）

例3　労務費等5項目のうち一つでも未記載がある　×無効

（直接工事費のうち、労務費		28,000,000 （一部のみ計上）	円）
（直接工事費のうち、材料費	材料費が空欄		円）
（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額		4,500,000	円）
（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金		300,000	円）
（工事原価のうち、安全衛生経費		4,000,000	円）

例4　記載欄が行ごと削除されている　　×無効

（直接工事費のうち、労務費	28,000,000 （一部のみ計上）	円）
（直接工事費のうち、材料費	29,000,000 （一部のみ計上）	円）

法定福利費、建退共掛金、
安全衛生経費の記載欄が無い